

# ○大府市終活情報登録事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、緊急連絡先や終活に係る生前契約等の終活関連情報を、あらかじめ市に登録し、対象者本人が病気・事故等で意思表示できなくなったとき又は死亡したときに、警察、消防、医療機関、福祉事務所及びあらかじめ照会可能な者として登録された者（以下「照会可能な登録者」という。）からの照会に基づき開示することで、登録対象者の意思を的確に伝達し、希望に沿った終末期の医療・円滑な死後事務等の実現につなげ、本人の尊厳を守るとともに今後の人生をより豊かで安心できるものにすることを目的に実施する終活情報登録事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象者)

第2条 事業の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、市内に在住する者で、かつ、さくらノート（市が配布するエンディングノートをいう。以下同じ。）を所持する者のうち、終活情報の登録を希望するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合にはこの限りでない。

## (登録の申請)

第3条 事業を利用しようとする登録対象者は、わたしのさくら登録票（第1号様式。以下「登録票」という。）により登録申請を行うものとする。ただし、登録対象者が認知症等の疾病等により意思能力を有しない場合は、後見人が申請することができる。

- 2 前項の規定により登録できる情報（以下「登録情報」という。）は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 緊急連絡先を登録しようとするときは、原則として、当該緊急連絡先となる個人又は法人から徴取した緊急連絡先登録同意書（第2号様式）を提出するものとする。ただし、徴取しがたいときは、この限りでない。
- 4 葬祭執行者（登録対象者の死後、その葬儀を執り行うことを登録対象者又はその後見人と約した者をいう。以下同じ。）を登録しようとするときは、当該葬祭執行者となる個人又は法人から徴取した葬祭執行者登録同意書（第2号様式の2）を提出するものとする。

## (登録カードの交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る登録情報を登録するとともに、当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対して、わたしのさくら登録カード（第3号様式）及びわたしのさくら登録カード（携帯用）（第4号様式）を交付する。

- 2 市長は、前項の規定により登録された照会可能な登録者に対し、わたしのさくら登録開示先登録通知書（第5号様式）により通知する。
- 3 前項の規定による通知を受けた照会可能な登録者が、当該登録を承諾しない場合は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、わたしのさくら登録開示先不承諾書（第6号様式）を提出しなければならない。

(登録票等の保管)

第5条 第3条の規定により提出された登録票、緊急連絡先登録同意書及び葬祭執行者登録同意書は、紙媒体で保管するものとともに、前条第1項の規定により登録された登録情報（以下「登録された登録情報」という。）は、電子データで作成した台帳に保存し、電算処理を行うものとする。

(登録情報の開示)

第6条 市長は、登録された登録情報について、警察、消防、医療機関、福祉事務所又は照会可能な登録者からの照会があった場合は、別表に定めるところにより、当該照会者に対し、開示するものとする。

- 2 警察、消防、医療機関又は福祉事務所が、登録された登録情報を照会する場合には、市長が照会を行う者の身分を確認できる方法により行わなければならない。
- 3 照会可能な登録者が、登録された登録情報を照会する場合には、わたしのさくら登録情報照会書（第7号様式）を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による照会があった場合には、その内容の適否を判断し、第2項の規定による照会に対しては適切な方法により、前項の規定による照会に対してはわたしのさくら登録情報回答書（第8号様式）により登録情報を開示するものとする。
- 5 前項の規定により開示を行うことができる時期は、次のとおりとする。
  - (1) 別表1の項から7の項までに掲げる登録情報 登録対象者の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき又は登録対象者の死後
  - (2) 別表8の項及び9の項に掲げる登録情報 登録対象者の死後
- 6 第2項の規定による照会に対し、書面以外の方法により登録情報を開示したときは、照会者、照会内容及び開示情報を記録するものとする。

(死亡の通知)

第7条 市長は、登録対象者が死亡したときは、葬祭執行者に対し、登録対象者死亡通知書（第9号様式）及び電話、メールその他の適切な方法により、死亡の事実を通知するものとする。

(登録情報の変更等)

第8条 申請者は、登録情報に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、わたしのさくら登録内容変更（廃止）届出書（第10号様式）により速やかに届け出るものとする。

(登録の廃止)

第9条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該登録者に係る登録を廃止するものとする。

- (1) 登録対象者が市外に転出したとき。
  - (2) 登録対象者が死亡した日から5年が経過した日が属する月の末日を経過したとき。
  - (3) 前条の規定による登録廃止の届出があったとき。
  - (4) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき。
- 2 前項第3号の規定により登録を廃止したときは、わたしのさくら登録廃止決定通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第3条、第6条関係)

登録情報	登録申請ができる人		情報開示先			
	本人	後見人	警察・消防	医療機関	福祉事務所	照会可能な登録者
1 さくらノート保管場所	○	○	×	×	×	○
2 もしものときに連絡してほしい人（緊急連絡先）	○	○	○	○	○	○
3 預貯金・保険の情報	○	○	○	×	×	○
4 かかりつけ医	○	○	○	○	○	○
5 人生の最終段階の医療	○	×	○	○	○	○
6 献体・臓器提供の登録等	○	×	○	○	×	○
7 葬儀の希望	○	○	×	×	○	○
8 お墓の希望	○	○	×	×	×	○
9 遺言書の有無、種類等	○	×	×	×	×	○